奈良県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

奈良県知事　荒　井　正　吾

奈良県規則第二十四号

奈良県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県営住宅条例施行規則（昭和三十九年四月奈良県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第一号中「第一条第三号イからへまで」を「第一条第三号イからホまで」に改める。

第二十条第二項中「の社会福祉法人等に対する毎月の使用料」を「に規定する使用料の額」に、「に相当する額」を「の二分の一に相当する額（その額に百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）」に改める。

附　則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。